第6回長野県特定家畜伝染病 (豚コレラ) 対策本部会議

日時:令和元年9月19日(木)9:00~

場所:特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- (1) 経過等について
- (2) 今後の防疫措置について
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

(1) 経過等について

ア 発生農場

下伊那郡高森町の養豚農場 (2か所の農場を所有) 飼養頭数 112頭

※ 当該農場は畜産試験場での豚コレラ発生事案に関連し、9月 14 日に監視対 象農場に新たに指定された

イ 経過及び検査結果

日時		内 容		
9月17日	13:30	飯田家保で監視対象農場指定に伴う立入検査を実施		
(火)		複数豚で発熱を確認、30頭につき採血を実施		
	18:00	検体のうち3頭の白血球数が 10,000 個/μ1以下と判明		
		ELISA 検査及び PCR 検査の実施を決定		
9月18日	7:00	ELISA 検査結果 陽性		
(水)		PCR 検査結果 陽性		
	8:30	RFLP 検査結果 陽性		
		陽性となった豚5頭について採血・解剖を決定		
	11:30	現地農場にて陽性豚の解剖開始		
	19:10	松本家保へ検体到着、検査スタート		
	23:15	PCR 検査スタート		
	23:25	ELISA 検査結果 5頭中1頭陽性		
9月19日	5:38	PCR 検査結果 5 頭全て 陽性		
(木)	7:25	RFLP 検査結果 5頭全て 陽性 、国へ結果報告		
	8:00	国の牛豚疾病等小委員会にて疑似患畜と決定		
	9:00	国・県による結果公表 (プレスリリース)		

(2) 今後の防疫措置について

ア 対応スケジュール

	20日	21日		10月8日	19日	
経過 1 日目		3 日目		防疫措置完了	防疫措置完了	
				後 17 日目	後 28 日目	
防疫措置	埋却	防疫措置完了			防疫対応終了	
移動制限区域(3km)・消毒ポイントの設置(2か所) 防疫措置完了後28日						
搬出制限	搬出制限区域(10km)・消毒ポイントの設置(2か所) 防疫措置完了後 17 日					
	防疫措置の指示移動	を受ける。	接処分 埋 却 防疫措置完了 移動制限区域 (3km)・消毒ポイント 防疫措置完了後 28 搬出制限区域 (10km)・消毒ポイント	接動制限区域 (3km)・消毒ポイントの設置 (3km)・消毒ポイントの設置 (10km)・消毒ポイントの設置 (3km)・消毒ポイントの設置 (3km)・消毒 (3k	接到制限区域 (3km)・消毒ポイントの設置 (2か所) 上海出版区域 (10km)・消毒ポイントの設置 (2か所) 上海出版区域 (10km)・消毒ポイントの設置 (2か所) 上海出版区域 (10km)・消毒ポイントの設置 (2か所) 上海出版区域 (10km)・消毒ポイントの設置 (2か所)	

殺処分:豚コレラ患畜確定から、24時間以内に殺処分

埋 却:豚及び汚染物品について、72時間以内に埋却処分

イ 防疫体制について

必要人数等		
殺処分・農場消毒・埋却作業		
地域振興局職員を中心に延べ 150 名を動員予定		
(県獣医師会、建設業協会、高森町役場等にも		
協力依頼)		
※熱中症予防のため、暑さ指数(WBGT)が 28℃(厳		
重警戒)になると見込まれる場合には作業を中止		
4か所(畜産関係車両を対象)		

ウ 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域(発生農場から半径 3km 圏内) 農場なし
- (2)搬出制限区域(発生農場から半径 10km 圏内) 7農場



エ 搬出制限区域内の農場 (7農場) における対応について

・当該農場の豚については、家畜防疫員による臨床検査で異状がない こと等を確認することにより出荷が可能

オ 発生農場と交差汚染の恐れがある農場 (監視対象農場) への対応

- ・発生農場における過去28日間の出荷実績から、と畜場での交差汚染が疑われる農場を確認し、国との協議により監視対象農場に指定
- ・立入検査の実施
- ・毎日の飼養豚における異状の有無の報告

・当該農場の豚については、家畜防疫員による臨床検査で異状がない こと等を確認することにより出荷が可能

カ 周辺地域の野生イノシシにおける感染状況調査

・発生農場から半径 10km 圏内で捕獲された野生イノシシについて豚コレラ検査を実施

指示事項

長野県特定家畜伝染病 (豚コレラ) 対策本部 日時 令和元年9月19日 (木) 場所 県庁 特別会議室

- 1 速やかに殺処分等の防疫措置を開始し、豚コレラ ウイルスのまん延防止措置を行うこと。
- 2 農政部をはじめ県の関係部局、市町村、国及び関係団体等の関係者が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 3 県内の他の養豚農場における防疫対策について、 地域振興局を中心として、万全を尽くすこと。
- 4 現場の情報をしっかり収集するとともに、養豚農家 や県民に対して、正確な情報発信や情報提供を行うこ と。